

国民年金の納付率が最低に！

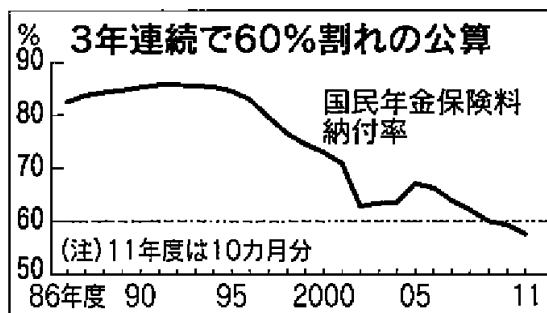
2011年度の国民年金保険料の納付率が過去最低を更新する見込みです。日本年金機構の発表によると、2011年4月から2012年1月分の納付率は57.6%で前年同期を0.7%下回っており、残り2ヶ月分で回復するのは難しく、3年連続で60%を割るのは確実な状況です。

国民年金は、公務員や会社員以外の方が加入し、これまでは自営業者が加入者の中心でしたが、最近では非正規労働者の比重が3割まで高まってきています。特に就職難で正社員になれない若者の間で、月額約1万5千円の保険料を払えない人が増えてきていることや「保険料を払っても年金を受け取れない」とする不信感も、納付率の低下に拍車をかけているようです。

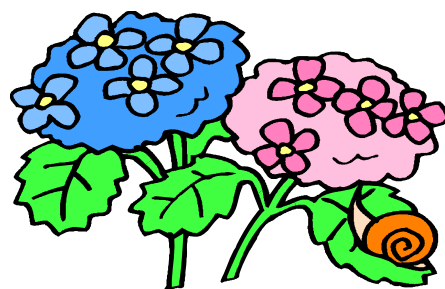
現在の年金制度は80%の納付率、運用利回りは名目年4%超で設計されておりこうした状況が公表されることで、年金に対する信頼度が下がり、さらに納付率が低下するのではないかと考えられます。

いずれにしても、早急に抜本的な制度改革をしないかぎり、この制度そのものを維持することは難しいでしょう。個人的には、このままでは将来、年金を受給する

ことは、無理ではないかとあきらめていますので、いっそのこと廃止してくれないかなと思うこともあります。そうはいかないと思いますので、少なくとも払える人からだけ徴収する現在の不公平な制度は廃止して、たとえば年金資金としての消費増税(目的税化)や現在の受給金額のカットも含めた改革を期待しています。



(日本経済新聞 2012.5.15より抜粋)



CONTENTS	
国民年金の納付率が最低に……	P.1
中小融資における 100%保証制度の縮小を検討……	P.1
役員報酬の 期中減額について……	P.2
労働保険 年度更新 手続きはお済みですか……	P.2
中小企業におけるM&A……	P.3
経営者のためのM&Aセミナー……	P.3
国主導で土地境界画定を実施……	P.4
従業員数100人以下の事業主にも 育児・介護休業法が適用へ……	P.5
6月度の税務スケジュール……	P.5
今月の名言録……	P.6
編集後記……	P.6

中小融資における100%保証制度の縮小を検討！

中小企業庁は、信用保証協会による中小企業向け保証制度(セーフティネット保証制度 中小企業信用保険法第2条第4項)を縮小する検討に入ったようです。

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

現在は、経営不振の企業向けに100%の融資保証を付ける緊急制度を全業種に認めています。今後は、対象業種を一部に絞り込んで実施する見込みです。



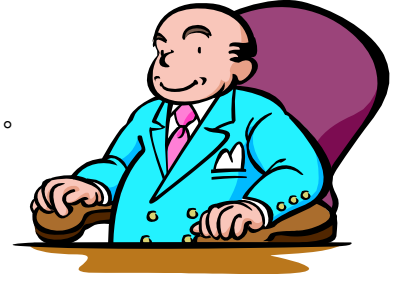
この制度は、リーマン・ショックを受けた政策として2008年度に創設され、東日本大震災後も保証が継続されてきましたが、危機対応に一定の目的が果たすと判断し、今後見直しを進めるようです。

中小向け融資の100%保証は、景気悪化による倒産を回避する効果が高い一方で、金融機関の査定能力を弱め、モラルハザードにつながる懸念もありました。早ければ、今年度下半期の見直しのタイミングで縮小が検討されています。

※現在の制度についての詳細は下記をご参照ください。
http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm

役員報酬の期中減額について

税務上、損金として認められる役員報酬は限定されています。例えば毎月支給される役員報酬は、原則としてその事業年度中は同額であることが条件とされています(法34①一)。しかし、定時株主総会による役員報酬の改定や、代表取締役社長から非常勤の相談役へ退いたことによる役員報酬の改定、法人の経営状況が著しく悪化したことなど業績悪化改定事由により役員報酬が減額改定された場合など、一定の条件に該当する場合には、その事業年度中に役員報酬が同額でなくとも認められる場合もあります(法令69①)。



昨年の東日本大震災やタイの大洪水などの大災害により、実際に業績が悪化している事業者も多いことと思います。この場合、どの程度業績が悪化したら、先の「業績悪化改定事由」に該当するのか、判断に迷うことも少なくありません。

税務上は「経営状況が著しく悪化した」と規定されていることから、相当程度悪化＝倒産の危機に瀕しなければ認められないのでは、という考え方をされる方もいらっしゃると思いますが、相当程度の悪化がなくとも、例えば経営状況の悪化により、第三者である株主や債権者、取引先などの利害関係者との関係上、役員報酬を減額せざるを得ない事情があれば、これも業績悪化改定事由に該当します。

また、実際に悪化していなくとも、客観的な事情からこのままでは先々著しく悪化してしまうことが認められる状況にあれば、これも業績悪化改定事由に該当します。この場合の客観的な事情とは、例えば次のようなケースが考えられます。

- ・主要な取引先が手形の不渡りを出したため、売上が激減することは避けられない
- ・主力製品に瑕疵があることが判明して、今後多額の損害賠償金やリコール費用の支出が避けられない

ただし、このような客観的な事情があったとしても、数値として計画立てていなければ、どの程度悪化するのが税務署を含めた第三者にはわかりません。日頃の経理をしっかりと行い、計画を立てていれば状況把握もしやすく、第三者への説明もしやすいでしょう。

そのためにも、役員報酬を減額する場合には、必ず客観的な事情としてどのような状況にあったのか、役員報酬を減額しなければどのように悪化してしまうのか、悪化を避けるためにどのように計画したのか、など数値として具体化しておく必要があるといえます。

労働保険 年度更新手続きはお済ですか？

先月末日頃から、皆様のお手元に右記のような「労働保険申告書」の案内が届いていらっしゃるかと思います。

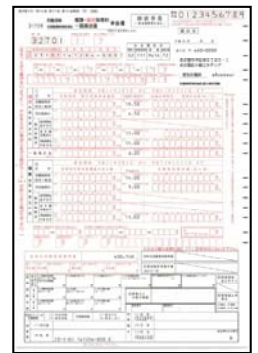
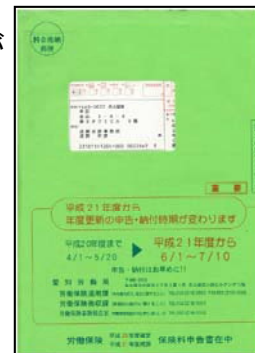
これは、この1年間の確定労働保険料の精算をするとともに、今後1年間の概算労働保険料を見積もって、納付するための書類となります。

期限は、**平成24年7月10日(火)まで**となりますので、ご注意願います。

なお、当事務所では、今年度も、労働保険年度更新業務の手続き代行を行っております。

面倒な年度更新手続きも、当事務所に是非おまかせください。

なお、年度更新業務代行手数料につきましては、右下表のとおりです。給料総額などにより変動するケースもありますので、まずはお気軽にご相談ください。



<手続き代行手数料>

労働者数	代行手数料
1～9人	10,500円
10～19人	15,750円
20～29人	21,000円
30人以上	別途お見積りします

- ※ 労働保険事務組合に委託されている場合は、当事務所では手続きできませんのでご了承ください。
- ※ また、一括有期事業等の場合は、右記表を適用いたしません。別途お問い合わせください。

中小企業におけるM&A

◆中小企業の後継者問題

2011年12月に帝国データバンクから発表された実態調査によると、国内企業の2/3が後継者難となっています。地域別に見ると、関東67.9%、中部65.6%、近畿68.6%であり、特に年商10億円未満の中小・零細企業は実に7割が後継者不在となっています。現役社長の平均年齢は59歳7ヶ月と30年連続で上昇しており、社長交代率も2.47%とスムーズに事業承継ができていない現状もみられます。これら非上場企業による事業承継手段と課題については以下の3つに集約されます。

①親族への承継

承継する意思がある親族がいない、または後継者の経営能力不足により円滑に事業承継ができない。

②幹部への承継

株式買取資金が多額になることから、後継者は資金調達が可能か。
債権者の同意を得て、オーナーが担保提供や個人保証から解放されるか。

③廃業

従業員は職を失い収入が途絶え、取引先は連鎖倒産の恐れがある。

もし親族や役員・社員に託すことが難しい場合、事業を「第三者に託すこと」、すなわち「M&Aによる企業譲渡・事業譲渡」という方法をとるケースがますます増加しています。経営者の引退で社員が路頭に迷うことなく事業が継続できるからです。



◆生き残るためのM&A

また、日本では少子化も非常に深刻な問題となっています。総務省統計局発表の人口推計は、平成24年1月1日現在の人口が1億2,773万人、前年同月比29万人(0.22%)のマイナスとなり、消費者数の減少が国内需要の減退に繋がっています。

マーケット縮小を見越して、大企業は戦略として「グローバル化」と「集約化」を進めており、世界の生産基地がシフトし、消費マーケットもアジアへ拡大してきました。大企業の再編に伴い中小企業もそのあおりを受けています。海外シフトによる空洞化で販売先を失ったり、大規模なリストラクチャリングを図る大企業に価格競争で太刀打ちできなくなったりと、将来に不安を持つ中小企業が増えています。こうした問題から生き残りを図るために、中小企業が積極的にM&Aを実行しています。

最後に、株式会社レコフの発表したデータによると、わが国のM&A成約件数は2011年は1,6877件となっています。件数自体は2006年の2,775件をピークに減少傾向にありますが、上記問題解決の手段および海外進出を図る中小企業が増加してきていることにより、今後も高水準で推移していくものと思われます。

経営者のためのM&Aセミナーのご案内

団塊世代の引退の本格的開始に伴い、後継者不在が顕在化すると予測される「2012年問題」。後継者不在企業の増加が予想される今年、その解決手段としてのM&Aのニーズは高まることが考えられます。

「新規事業展開」もしくは「商圏拡大戦略」のひとつとしてもご検討されてみてはいかがでしょうか？

- | | |
|--------|--|
| 1. 日時 | 平成24年6月14日(木) 13時30分～16時40分 |
| 2. 場所 | 名古屋マリオットアソシアホテル 16F 「タワーズボールルーム」 |
| 3. 内容 | <p>【第1部】 会社を強くする経営戦略の作り方とは？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・M&Aにより「会社」「社員」「社長」がハッピーになる方法とは？ ・これからの会社経営、「5つの法則」とは？ <p>【第2部】 M&A体験発表 ～ 成功するM&Aの進め方 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「後継者問題」「先行き不安」を
M&Aで解決した事例紹介 ・本には載っていない
「成功の秘訣」と「リスク回避の方法」を公開 |
| 4. 申込み | 弊所で受付しておりますので、お問合せください。
電話 052-331-0135、0145 (担当:藤田) |



国主導で土地境界画定を実施 ～東海地方など大地震想定地域～

国土交通省は東海地方など大規模な地震や津波が予想される都市部で、土地の境界を画定する地籍の調査に乗り出すことになりました。

本来は地方自治体の業務ですが、東海地方での実施率は10%前後で国の平均を大きく下回っていることが要因です。

当然のことながら、地籍調査が未実施で不動産の登記簿に反されていない場合、災害時の復旧・復興に遅れが出る可能性があります。

国交省は今夏にも名古屋市で測量を始め、静岡市や三重県の都市部でも順次、実施する方針です。

◆ 地籍調査の必要性

登記簿の内容を明治以来、見直していない土地も多く、官の持つ道路などと民有地の境界も含めて実態が反映されていないケースも少なくありません。

東日本大震災の反省を踏まえ、昨年臨時国会で成立した「津波防災地域づくり法」で、都道府県知事が津波により浸水する恐れがある区域などを公表することが求められるようになりましたが、国は法律に基づき知事が公表した津波想定地域を中心に、今後10年程度かけて地籍調査を実施していく方針です。

民と民の土地境界までを画定する調査は引き続き自治体の事業といえますが、費用の9割を国が実質負担する制度の活用を通じて、早期の調査を促すものです。

災害後の道路復旧や住宅再建には、土地の境界の画定が必要となります。

通常は土地の所有者と調整がつかない限り着工できません。実際に04年の新潟県中越地震からの復旧にあたっては、地籍調査の有無で測量や用地の買収にかかる時間に差が出ました。地籍調査実施済み地域が2カ月で済んだ一方、未実施の地域では約1年を要したそうです。

東日本大震災の被災地となった東北地方では、過去の津波の経験などがあるため、実施済み地域が約9割を占めました。

一方、市内の3割しか地籍調査が終わっていない仙台市などは復興事業に遅れが生じています。津波で住宅が多く流されて被害の大きかった荒浜地区は、高台移転に懸念が出ています。

対象となる土地の広さが画定できなければ市が買い取れず、早期の事業執行ができないためです。災害がなくても正確な地籍が登録されていないと、隣人などと土地の境界を巡るトラブルが発生する恐れがあります。

都市再生等のまちづくり事業でも、境界確認にかかる費用を事業者自身が負担するため、事業が進まなくなる場合があります。登記簿に登録された境界や面積が不正確になれば、土地の所有者に課税する固定資産税も正しく徴収できていない可能性があるため、課税の公平性の観点からも、地籍の把握は不可欠です。

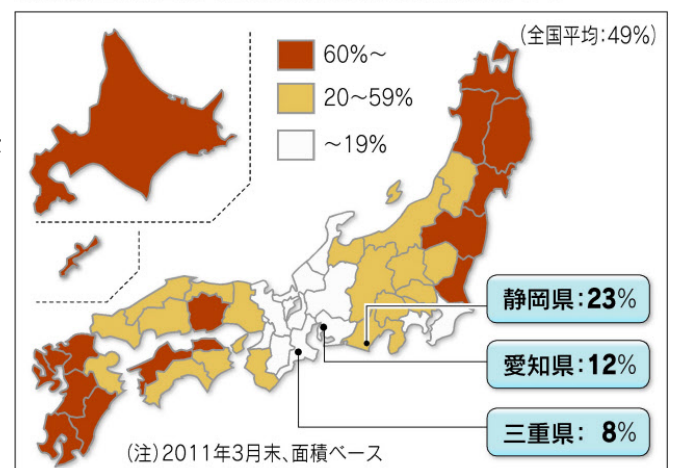
関東地方では、東京都杉並区が2012年度から土地の境界や面積を画定する地籍調査を始めます。

第1弾は西武新宿線井荻駅周辺の1区画で区の道路と接する民有地を調べ、段階的に区内全域へ拡大するそうですが、土地取引を巡るトラブルを未然に防ぐほか、地震など災害時に土地の形状が変わった場合も、正確な境界が分かれば迅速な復旧が可能になります。

都市部の土地は区画が細かく分かれ、権利関係が複雑な地域も多く、杉並区でも住宅が密集しているため、多くの時間や費用がかかる地籍調査への着手が他区に比べ遅れていました。

地籍調査は市町村が国などの補助を受けて実施するものですが、義務ではないものの、その結果は法務局の登記簿に反映され、土地の売買や課税の基本情報となります。

地籍調査の進捗率は東海地方の低さが目立つ



▼地籍調査とは……

1951年に始まった調査で、土地の一筆ごとに所有者、面積などを画定する。結果は法務局の登記簿に反映され、土地の売買や課税の基本情報となる。市町村が国や県の補助を受けて実施するが義務ではないため、進捗率は全国平均で49%にとどまっている。

従業員数100人以下の事業主にも育児・介護休業法が適用へ

◆ 平成24年7月1日より全面施行

近年、育児休業・介護休業に関する制度の拡充が進められています。平成22年6月30日には改正育児・介護休業法が施行されましたが、その際、従業員数100人以下の事業主については改正法の一部の適用を猶予する措置が設けられていました。いよいよこの猶予期間が終了を迎え、平成24年7月1日よりすべての事業主において全面施行されることとなりますので、その概要についてご紹介いたします。



◆ 短時間勤務制度(育児)

3歳未満の子を養育する従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度の設置を義務付けたものであり、1日の労働時間を原則として6時間とする措置を設けておく必要があります。

原則として、3歳未満の子を養育する従業員であって、1日の所定労働時間が6時間を超える全ての男女従業員(日々雇用される者を除く)が対象となります。ただし、労使協定を締結することにより、勤続年数が1年に満たない従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員等については対象から除くことができます。

◆ 所定外労働の制限(育児)

3歳未満の子を養育する従業員が申し出た場合、所定労働時間を超えて働かせることはできないという制度です。従来より、時間外労働の制限(時間外労働を1ヶ月24時間、1年150時間までに制限する制度)および深夜業の制限(午後10時から午前5時までの勤務をさせない制度)がありましたが、所定外労働の制限はこれらに追加して設けなければなりません。

原則として、3歳未満の子を養育する全ての男女従業員(日々雇用される者を除く)がこの対象となりますが、労使協定を締結することにより勤続年数1年未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、対象から除くことができます。

◆ 介護休暇

介護休暇は、要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員が申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日、2人以上であれば年に10日を限度として休暇を取得できるという制度です。従来より、介護のために一定期間仕事を休むことができる介護休業制度がありますが、これとは別に休暇として、制度を設ける必要があります。

原則として、対象家族の介護その他の世話をするすべて男女従業員(日々雇用される者を除く)が対象となりますが、労使協定を締結することにより勤続年数6ヶ月未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員は、対象から除外できます。

6月度の税務スケジュール

内 容	期 限
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 6月11日(月)
4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税)	申告期限 7月 2日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	申告期限 7月 2日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	申告期限 7月 2日(月)
10月決算法人の中間申告(半期分) (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)	申告期限 7月 2日(月)
消費税の年税額が400万円超の1月・7月・10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)	申告期限 7月 2日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)(1月決算法人は2ヶ月分)	申告期限 7月 2日(月)
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)	納 期 限 6月、8月、10月及び1月中 (均等割のみを課する場合には6月中) において市町村条例で定める日

今月の名言録

～ 本当に大切なもの ～



ここに面白い話があります。古代神話です。

昔、悪魔がある町に現れて、「今日から、お前たちのものをすべて俺は奪い取ることにする。しかし悪魔にも情けはある。明日までに残しておいてほしいものを一つだけ書き出せ。それ以外のものは一切、俺が奪い去るからな」と言い残して、悪魔はひとまず立ち去った。

さあ、町の人のはてんやわんやの大騒ぎ。「俺はお金だ」「俺は食いもの」「私は家だ」「いや、私は名誉だ」「私は宝石よ」と、それぞれいろいろなものを書き出した。あなた方だったらどうする？悪魔はたった一つだけしか見逃してくれないんだぜ。

さてさて、一夜明けてみると、その町にはなんと、たった一人の人間だけしかいなくなっていたとき。

もう、わかったね。金だ、家屋敷だ、やれ宝石だ、やれ何だと書き出した人々は、もっとも肝心な「命」を忘れていたんだね。たった一人だけが「命」と書いていたので生き残ったというお話です。

金だ、家だ、仕事だ、名誉だ、愛だ、って、確かにみんな大切なものではありますが、命あつてのものでしょう。それ以外は所詮は人生の一部でしかないんですぜ。

罰当たりな現代人よ、人生の一部が手に入った入らないで、悩んでいないか……。

(「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所)

編集後記

先日、スーパーに行ったら「虫かごと網」が売っており、「名古屋でも昆虫採集が出来るのか。」と少し感動しました。

私の田舎では、昆虫がいるのは当たり前で、毎年父とカブトムシやくわがたを採りに行ったものです。今でも父は姪と行っているようで、20年以上も経つのに、まだ生息しているんだと聞くと、少し安心した気持ちになりました。

ただ、最近ではさすがに蛍は見られなくなってきているようです。目で見ているだけでは分からないですが、やはり水が汚れてきていたのです。ここ数年、蛍が戻ってくるように水をきれいにする活動も行われているようなので、今年は見られるかもしれないですね。

久しぶりに実家に帰って行ってみようかなと思っていますが、車で行く事で水が汚れる原因になってしまうのかな……。なんて考えている間に蛍の季節は過ぎてしまうんですね。(鈴木 啓子)

事務所のご案内

〒460-0022
 名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
 TEL: 052-331-0135
 052-331-0145
 FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
 下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

